

令和3年8月2日

日邦産業株式会社

代表取締役 岩佐 恭知 様

フリージア・マクロス株式会社

代表取締役 奥山 一寸法師

ご 通 知

この度、貴社株式に対する公開買付けを撤回いたしましたことについて、以下のとおりご通知差し上げます。

貴社の著しく不公正な新株の発行として、当社が令和3年3月10日付でした新株予約権無償割当て差止め仮処分申立において、名古屋地方裁判所にて一旦は認められましたが、その後の貴社・当社双方の不服申立ては続き、遂には最高裁判所への特別抗告の段取りに至りました。

当社としては、最高裁判所での判断に期待しておりましたが、貴社の発行した新株予約権の行使期間始期が8月1日である以上、止むなく他の株主様へのご迷惑と、当社自身の持株の希釈化を避けるため、公開買付けを撤回し、名古屋地方裁判所への新株予約権無償割当て差止め仮処分命令申立てを取り下げました。

しかし、貴社と業務資本提携する予定に変更はございませんし、貴社との間には、貴社の買収防衛策に関する複数の訴訟が継続しております。

下級審の判断ではございますが、名古屋高裁は、とりあえずは意向表明書を提出しないことには司法判断しないとの判断を示されましたので、その判断に従って、意向表明はすでに提出済ですが、念のため再度提出致します。

当社が貴社の株式を取得し、貴社取締役会が買収防衛策を導入して、もう数年になります。前回の公開買付けの際にも独立委員会および取締役会の判断がなされたことでしょうか、当社

が意向表明した際には、速やかに、対抗措置発動の是非の判断をなされたく存じます。

かねてより内容証明郵便にてお知らせした通り、資金援助の用意はございます。そのような状況に至った時には直ぐにご相談下さい。貴社取締役会は、一旦撤廃した買収防衛策を当社が株主になり、貴社との業務資本提携の交渉を行っている中、(当社をはじめ多数の株主の反対を押し切って)導入した経緯があります。加えて名古屋地方裁判所一審で著しく不公正(つまり取締役の保身の為と認定された)な当社以外の株主への事実上の株式無償割当てを強行し、当社の株式を希釈化させようとした経緯がございます。今正に貴社の取締役会と当社の関係は、取締役の株主への忠実性等を巡って争いの最中でもあります。

くれぐれも第三者割当等如何なる新株発行等(当社の株式が希釈化されるような行為)もされないよう念のためご通知致します。

以上

差出人 〒101-0042  
東京都千代田区神田東松下町17番地  
フリージア・マクロス株式会社

代表取締役 奥山一寸 法 師

受取人 〒460-0003  
愛知県名古屋市中区錦一丁目10番1号  
日邦産業株式会社

代表取締役 岩佐恭知 様

証明文が印刷されます